

いじめ防止のための基本方針

秋田県立西仙北高等学校

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校では全ての生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係機関が連携して、いじめの未然防止と早期発見に努め、適切な対処を図るものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

3 いじめ対策のための校内組織の設置

①名称：いじめ防止対策委員会

②目的：いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を迅速かつ実効あるものにする。また、生徒指導部内に「いじめ防止対策班」を設置し、学期に1回程度会議を開催する。会議内容を「いじめ防止対策委員会」に報告する。いじめと疑われる情報・相談等があった場合には、委員会で会議を開催する。

③構成員：校長、教頭、生徒指導部員、教育相談部員、学年主任、当該生徒担任

※ 必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家を加える。

④取組内容

(ア) いじめの予防・早期発見のための取組

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・計画作成・実行・検証等
- ・いじめに関するアンケート調査の実施（年2回）
- ・いじめに関する研修会の開催（年1回）
- ・保護者からの相談窓口の設置と周知

(イ) いじめが発生した場合の対処の取組

- ・いじめに関する情報・相談等への対応
- ・いじめの事実確認の調査・確認・県教育委員会への報告
- ・被害者及び加害者に対する指導方針の検討・決定
- ・いじめ解決に向けた保護者との連携
- ・いじめ解決に向けた外部専門家や警察等、第三者機関との連携
- ・事態収束までの継続指導と経過観察

⑤取組期間

(ア) 年間を通して（未然防止）

(イ) いじめの認知から収束まで（いじめ発生後）

○ いじめの防止

- (1) 「いじめはどの生徒にも起こりうる」という教職員の共通認識の下、「いじめは決して許さない」という毅然とした態度により、全ての生徒に対して、いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることの趣旨を理解させる。
- (2) 心の通い合う人間関係を構築できる社会性を育むために、教職員と学校関係者、関係機関等が一体となり、継続的な取組を進める。その取組を通して、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、生徒がいじめをなくすために主体的に行動するなど、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように努める。
- (3) 「秋田わか杉っ子いじめゼロに向けた五か条」の徹底を図る。
 - 一 私たちは、いじめが人権を侵害する許されない行為であることを理解し、絶対にいじめを行いません。
 - 二 私たちは、いじめを見逃さず、友人や信頼できる人と力を合わせて、いじめの根絶に向けて行動します。
 - 三 私たちは、思いやりの心を大切に、他人の喜びや心の痛みをその人の身になって感じたり考えたりします。
 - 四 私たちは、一人一人の違いを認め、自分も相手もかけがえのない存在として尊重します。
 - 五 私たちは、生活習慣や文化、価値観の異なる人々とも積極的に交流し、社会を支える一人になります。
- (4) インターネットをはじめ、情報通信機器を通じて行われるいじめ防止に努める。

○ いじめの早期発見

- (1) いじめは大人が気付きにくい形で行われることを認識し、生徒をはじめ周囲の大人が、些細な兆候にもいじめではないかとの疑いを持ち、生徒のわずかな変化を見逃さないようにする。また、教員間の情報交換を密にし、早い段階から積極的にいじめを認知する体制作りを行うと共に、いじめ防止についての研修等の充実を図る。
- (2) 定期的なアンケート調査（年2回）や教育相談の実施、外部の電話相談窓口を周知し、生徒及び保護者が悩みや困りごと、いじめを相談しやすい体制を整えることにより、学校と家庭、地域、関係機関が連携して、いじめの早期発見に努める。

○ いじめへの対処

- (1) いじめについて情報・相談等をうけた、又は事実が確認された場合は、特定の職員が抱え込むことなく、情報を共有し、「いじめ防止対策班」が中心となり事実確認や適切な初期対応を組織的に行うと共に、速やかに県教育委員会へ報告する。
- (2) いじめの事実が確認された場合には、その早期解決及び再発防止に向け、いじめを受けた生徒を守り通すことを前提に、当該生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。
- (3) 関係生徒や保護者への支援、指導及び助言は、心理、福祉等に関する専門知識を有する者の協力を得ながら、教育的な配慮に基づいて継続的に行う。
- (4) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、所轄の警察署と連携するなどして対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対応する。
- (5) いじめに係る行為が止んでいることと、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことをもって、いじめが「解消している」状態とするが、必要に応じて他の事情も勘案して判断していくこととする。

※ 平成26年4月 1日（策定）

平成27年4月 1日（改訂）

平成28年4月27日（改訂）

平成29年5月17日（改訂）